

福岡県生物多様性戦略専門委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 福岡県における生物多様性の保全及び持続可能な利用について、その基本的な方向及び取組を示す福岡県生物多様性戦略を取りまとめるにあたり必要な事項を検討することを目的として、福岡県生物多様性戦略専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(選任)

第2条 委員は、専門的な知見を有する者のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は2年とする。

(構成)

第3条 専門委員会は、12名以内の委員をもって組織する。

2 専門委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

3 委員長は、委員の互選により定める。

4 副委員長は、委員長の指名により定める。

5 委員長は、会務を総括し、専門委員会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 専門委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は専門委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 専門委員会が必要と認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

4 専門委員会が必要と認める場合は、委員以外の者からの意見聴取及び資料提供を事務局に求めることができる。

(事務局)

第5条 専門委員会の事務を処理するため、福岡県環境部自然環境課内に事務局を置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は専門委員会において定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。